株主各位

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

日本電子株式会社

代表取締役社長 栗原 権右衛門

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を 行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討 のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月 25日(火曜日)午後5時20分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2019年6月25日 (火曜日) 午後5時20分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、60頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具

- 1. 日 時 2019年6月26日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号 当社本店
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第72期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第72期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 計 算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役4名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に 修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.jeol.co.jp)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

- (1) 事業の経過および成果
 - ① 全般的な状況

当連結会計年度における我が国の経済状況は、緩やかな回復が続いてまいりましたが、米中貿易摩擦をはじめとする米国の通商政策の動向や中国経済の成長鈍化等によって、世界経済の減速懸念が強まり、景気の先行きは一層不透明な状況となっています。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画「Triangle Plan」(2016年度~2018年度)に掲げる重点戦略を強力に推進し、企業価値の向上および経営基盤の強化を図るとともに受注・売上の確保に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は111,289百万円(前期104,570百万円に比し6.4%増)となりました。損益面におきましては、営業利益は6,670百万円(前期3,928百万円に比し69.8%増)、経常利益は7,440百万円(前期4,363百万円に比し70.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は5,940百万円(前期4,532百万円に比し31.1%増)となりました。

② 事業の種類別セグメントの状況

理科学・計測機器事業

電子顕微鏡を中心とした引合いが好調に推移し、受注・売上は堅調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は77,589百万円(前期比13.3%増)となりました。

産業機器事業

電子ビーム描画装置を中心として前年度に引き続き受注は堅調に推移し、売上は前年度並みとなりました。

この結果、当事業の売上高は16,606百万円(前期比0.6%減)となりました。

医用機器事業

国内向け生化学自動分析装置およびOEM供給先である富士レビオ 向けの免疫分析装置の売上が堅調に推移しました。一方、海外はOEM 供給先であるシーメンスからの受注・売上が低い水準にとどまりまし た。

この結果、当事業の売上高は17,093百万円(前期比11.8%減)となりました。

事業の種類別セグメントの売上高および受注高の状況

事業の種類別	売	上高	受 注	主高
セグメントの名称	金 額	前期比増減率	金 額	前期比増減率
	百万円	%	百万円	%
理科学・計測機器事業	77,589	13.3	78,281	6.9
産業機器事業	16,606	△0.6	23,905	27.5
医用機器事業	17,093	△11.8	16,727	△14.6
合 計	111,289	6.4	118,915	6.6

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は2,800百万円であります。

主な設備投資は、理科学・計測機器事業においては、製造用冶具設備および研究開発用設備への投資を重点的に推進し1,943百万円の投資を行っております。産業機器事業においては、生産体制強化を図るための投資を中心に517百万円の投資を行っております。医用機器事業においては、研究開発用機器の増強を中心に134百万円の投資を行っております。また、全社資産の取得に205百万円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当社は、金融機関との間に90億円の融資枠(コミットメントライン) 契約を締結しております。

2. 直前3事業年度の財産および損益の状況

	X	分	第 69 期 (2015年度)	第 70 期 (2016年度)	第 71 期 (2017年度)	第72期(当期) (2018年度)
売	上	高(百万円)	107,373	99,698	104,570	111,289
経	常利	益(百万円)	5,370	1,724	4,363	7,440
	社株主に ら 当 期 純 利	· · · (🗗 ЫШ)	4,089	595	4,532	5,940
1 株	当たり当	朝純利益(円)	84.64	12.33	93.81	122.95
純	資	産(百万円)	32,086	32,284	37,387	41,593
総	資	産(百万円)	113,501	109,045	114,764	122,665

(注) 2018年10月1日付で普通株式につき2株を1株とする株式併合を行っております。第69 期(2015年度)の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
日本電子テクニクス㈱	95 百万円	100.0%	当社汎用走査電子顕微鏡の開 発・製造
㈱JEOL RESONANCE	95 百万円	100.0%	核磁気共鳴装置および電子スピン共鳴装置の製造等
JEOL USA,INC.	15,060 千米\$	100.0%	当社製品の販売
JEOL (U.K.) LTD.	400 千英£	100.0%	当社製品の販売
JEOL (EUROPE) SAS	797 1 €	100.0%	当社製品の販売

4. 対処すべき課題

当社グループは、2019年度から2021年度を対象とする新中期経営計画 「Triangle Plan 2022」を策定いたしました。

今般の新中期経営計画「Triangle Plan 2022」では、「Triangle Plan」の方向性を基本としながら、「70年目の転進」による成長の加速と新中期経営計画以降の更なる成長に向けた次の打ち手を実行することで、長期にわたる継続的な成長を目指します。

具体的には、前中期経営計画の骨子である"Speed"、"Difference"、 "Change"の3軸を踏襲し、YOKOGUSHI戦略を引き続き計画の土台と捉 え、さらに進化・深化させていきつつ、以下の「70年目の転進」に取り組み、適正な利益を継続的に創出することができる高収益中堅企業への変革を目標としています。

創立70周年を迎える中「70年目の転進」として以下に取り組んでまいります。

(1) コアテクノロジー強化

当社グループが社会に提供する付加価値の源泉であるハイエンドの計 測・分析技術(=コアテクノロジー)を継続的に発展させてまいります。

(2) 成長市場への積極参入

コアテクノロジーをベースに、規模が大きく更なる拡大が見込まれる 市場(半導体機器/産業機器/バイオ・医用機器/海外)へ積極的に参 入し、成長を加速させてまいります。

(3) トータルソリューションの提供

装置だけではなくユーザーのワークフロー全体を見据え、使い勝手の向上や効率化につながるサービスを含めたトータルソリューションを提供してまいります。

(4) 必要な投資と収益性向上への取組み

事業の規模や範囲が拡大していく中で事業機会を確実に取り込むため、 必要な投資をタイムリーに行ってまいります。また、同時に効率化を推 進し収益性の向上に不断に取り組んでまいります。

環境の変化を迅速に捉え、既存のビジネスモデルから一歩踏み出し、成長に向けた挑戦を続けていくことで、中・長期的な企業の成長が達成できると考えています。「Triangle Plan 2022」の各セグメントでの目標達成と共に、成長に向けた自己変革に挑戦し将来の事業の柱を創出してまいります。

当社グループは、引き続き、事業構造の変革と安定した収益構造の構築に努めるとともに、グループ一体となって環境保全に取り組み、また、コンプライアンスの強化を図り、企業倫理を徹底し、良き企業風土を醸成して、持続的成長のための経営基盤の強化に努めてまいります。

株主各位におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう お願い申しあげます。

5. 主要な事業内容(2019年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社27社および関連会社4社で構成され、電子光学機器・分析機器・計測検査機器・産業機器・医用機器の製造販売を主な内容とし、さらにこれらに附帯する製品・部品の加工委託、保守・サービス、周辺機器の仕入販売を行っております。

[主な営業品目]

●理科学·計測機器事業

電子光学機器

透過電子顕微鏡、分析電子顕微鏡、電子プローブマイクロアナライザ、光電子分光装置、オージェマイクロプローブ、電子顕微鏡周辺 機器

分析機器

核磁気共鳴装置、電子スピン共鳴装置、質量分析計(MALDI飛行時間質量分析計、ガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計)、ポータブルガスクロマトグラフ、X線CT微細構造解析システム

計測検査機器

走査電子顕微鏡、分析走査電子顕微鏡、電子顕微鏡周辺機器、複合ビーム加工観察装置、集束イオンビーム加工観察装置、薄膜試料作製装置、クロスセクションポリッシャTM、エネルギー分散形蛍光X線分析装置

●産業機器事業

半導体関連機器

電子ビーム描画装置(スポットビーム描画、可変成形ビーム描画)

産業機器

直進形電子銃・電源、電子ビーム蒸着用電子銃・電源、プラズマ発 生用高周波電源、内蔵形プラズマ銃・電源、高周波誘導熱プラズマ 装置

●医用機器事業

医用機器

生化学自動分析装置、臨床検査情報処理システム

6. 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

(1) 当社

本店・工場 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

営業所 東京事務所(東京都千代田区)、東京支店(東京都千代田区)、東京第二事務所(東京都立川市)、札幌支店、仙台支店、筑波支店、名古屋支店、大阪支店、西

日本ソリューションセンター(大阪府大阪市)、広島

(東京都昭島市)

(中国) (ロシア)

(インド)

(UAE)

(タイ)

支店、高松支店、福岡支店

(2) 子会社

日本電子テクニクス(株)

JEOL (BEIJING) CO.,LTD.

JEOL INDIA PVT.LTD.

JEOL ASIA (THAILAND) CO.,LTD.

IEOL(RUS)LLC

JEOL GULF FZCO

日本電子テクノサービス(株) (東京都昭島市) (山形県天童市) 日本電子山形㈱ 日本電子インスツルメンツ(株) (東京都昭島市) (株)IEOL RESONANCE (東京都昭島市) (アメリカ) JEOL USA, INC. JEOL (EUROPE) SAS (フランス) (イギリス) IEOL (U.K.) LTD. JEOL (EUROPE) B.V. (オランダ) (ドイツ) JEOL (GERMANY) GmbH JEOL ASIA PTE.LTD. (シンガポール) IEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD. (台湾) (オーストラリア) JEOL (AUSTRALASIA) PTY.LTD. JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V. (メキシコ) JEOL CANADA, INC. (カナダ) IEOL(Nordic)AB (スウェーデン) (イタリア) JEOL (ITALIA) S.p.A. JEOL (MALAYSIA) SDN.BHD. (マレーシア) JEOL Shanghai Semiconductors Ltd. (中国) JEOL DATUM Shanghai Co.,Ltd. (中国) IEOL BRASIL Instrumentos Cientificos Ltda. (ブラジル)

IEOL SEMICONDUCTORS KOREA Co., Ltd. (韓国)

7. 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数(名)	前連結会計年度末 比 増 減 (名)
理科学・計測機器事業	2,145	△12
産業機器事業	327	38
医用機器事業	291	△6
全社 (共通)	266	1
合 計	3,029	21

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。)であります。
 - 2. 全社(共通)として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平力	均 勤	続:	年 数]
	1,	907名	1	△5名		4	14.3歳				17.6	年	1

⁽注) 使用人数は就業人員(当社からの出向者を除き、当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。) であります。

8. 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借			入				先	借	入	額		
(株)	三	菱	U	F	J	銀	行		4	4,312百万円		
(株)	あ	お	ぞ		5	銀	行		1,770			
(株)	み	す	2	ほ		銀	行			820		

(注)上記借入額のほか、以下のとおり私募債(社債)の残高があります。

(株)三菱UFJ銀行 3,000百万円

(株)みずほ銀行 2.260百万円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ、会社の現況

1. 株式の状況(2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 48,857,800株

(3) 株 主 数 4,785名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株	主		名	持	株	数	持	株	比	率
(株)	Ξ	コ	ン		4,300)千株			8.82	%
日本で信託	・ ス タ ー 銀 行 (株)	ト ラ (信 託	スト: 口)		3,293	3			6.76	
日本ト信託	ラ ス テ ィ 銀 行 (株)	・ サ - (信 託	- ビス : 口)		3,154	1			6.47	
	N H E I M E R T U N I T		D B A L U N D		2,500)			5.13	
㈱	菱 U	F J	銀行		1,504	1			3.09	
日 本	電 子	共	 会		1,298	3			2.66	
日本電子	2 グループ	従業員	持株会		1,284	1			2.63	
日本ト信託	ラ ス テ ィ 銀 行 (株)	・ サ - (信 託 [- ビス コ 4)		1,234	1			2.53	
日 本	生 命	保	剣 (相)		1,042	2			2.14	
三	菱 電	機	(株)		1,000)			2.05	

(注) 持株比率は自己株式 (119,134株) を控除して計算しております。 なお、役員報酬 B I P信託が所有する当社株式 (425,000株) は、自己株式に含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項 2018年10月1日付で、普通株式につき2株を1株とする株式併合 を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社に	おり	ける地位	立	氏	,		名	担当および重要な兼職の状況
代表取	締	役 社	長	栗	原	権右	衛門	経営全般、経営戦略担当
取 兼 専 務	締執	行 役	役員	福	山	幸	_	営業・ブランドコミュニケーション・ 業務統括センター担当
取 兼 専 務	締執	行 役	役員	=	村	英	之	財務・IT・輸出貿易管理担当
取 兼 専 務	締執	行 役	役員	中	村	温	巳	経営企画担当
取兼専務	締執	行 役	役員	田	澤	豊	彦	統 括 開 発 技 術・知 的 財 産・技術統括センター・アプリケーション統括室・開 発・基 整 技 術 セ ン ター・周 辺 機 器 、 M S 事 業 ユ ニット・3 D 積層造形事業化プロジェクト担当
取兼常務	締執	行 役	役員	大	井		泉	経営戦略室長 ㈱JEOL RESONANCE取締役
取 兼 常 務	締執	行 役	役員	関		敦	司	総務担当、業務監理室長
社 外	取	締	役	長り	入保		敏	HRコンサルタント㈱代表取締役社長
社 外	取	締	役	中	尾	浩	治	(一社)ジャパンバイオデザイン協会理事
常勤	監	査	役	若	狹		崇	日本電子テクニクス(㈱監査役 ㈱JEOL RESONANCE監査役
常勤	監	査	役	福	島	_	則	
社 外	監	査	役	後	藤	明	史	
社 外	監	査	役	黒	岩	法	夫	

- (注)1. 社外監査役宮川 肇氏は、2018年6月27日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
 - 2. 社外監査役黒岩法夫氏は、2018年6月28日付で京王電鉄㈱の常勤監査役を退任いた しました。
 - 3. 常勤監査役福島一則氏は、当社の執行役員を歴任するなど、財務および会計に関する 相当程度の知見を有しております。
 - 4. 社外監査役後藤明史氏は、弁護士であって、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 社外監査役黒岩法夫氏は、(㈱東京三菱銀行 (現㈱三菱UFJ銀行) の執行役員および (㈱三菱東京フィナンシャル・グループ (現㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ) の執行役員を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- 6. 当社は、社外取締役長久保 敏および中尾浩治の両氏ならびに社外監査役後藤明史および黒岩法夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 7. 2018年6月27日開催の第71回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を 欠くことになる場合に備え、補欠監査役として中西和幸氏を選任しております。同氏 は社外監査役の要件を満たしております。
- 8. 2019年3月31日現在の執行役員は20名で構成され、取締役を兼務していない執行役員は、次の14名です。

_		(10.1	0(-)	111	1 (9	0				
皇	会社	にお	ける	地位	立	氏			名	担当
常	務	執	行	役	員	齋	藤		進	医用機器事業部長
常	務	執	行	役	員	矢		勝	基	米 国 支 配 人
常	務	執	行	役	員	大	藏	善	博	Scanning系事業部門長 兼EM事業ユニット長
常	務	執	行	役	員	福	田	浩	章	品 質 保 証 担 当
常	務	執	行	役	員	土	方	康	郎	業務統括センター副担当 フィールドソリューション事業部長
常	務	執	行	役	員	駒	形		正	I E 事業ユニット担当 S E 事業 部 門 長
執	;	行	役		員	Pet	er G	enov	rese	JEOL USA,INC.取締役社長 JEOL DE MEXICO S.A.DE C.V. 取 締 役 社 長 JEOL CANADA,INC.取締役社長
執	:	行	役	ť	員	髙	橋		充	生 産 担 当 サプライチェーンセンター長
執	:	行	役	ť	員	小	林	彰	宏	欧州 支配 人
執	;	行	役	ť	員	大ク	、保		忠	科学・計測機器営業本部担当 ブランドコミュニケーション副担当
執	:	行	役	ť	員	矢	塚	慎力	太郎	サプライチェーンセンター副センター長
執		行	役		員	藤	野	清	孝	メディカル新事業担当医用機器事業部副事業部長
執		行	役	:	員	金	Щ	俊	克	Scanning系事業部門EP事業ユニット長
執		行	役		員	脇	本		治	SE事業部門SE技術本部長

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区						分	員	数	報酬等の総額
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)		11名 (3)	369百万円 (19)
監(う	ち	社	查外	監	査	役 役)		5 (3)	61 (15)
合						計		16	430

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名(うち社外取締役1名)および監査 役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 当社は、2018年6月27日開催の第71回定時株主総会において、取締役の業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)の導入を決議しており、上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額49百万円(社外取締役を除く取締役49百万円)を含んでおります。
 - 4. 当社は、2018年6月27日開催の第71回定時株主総会の決議に基づき、上記のほか、 同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して85百万円の役員退職慰労金 を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との 関係

社外取締役長久保 敏氏は、HRコンサルタント(株)代表取締役社長であります。

当社はHRコンサルタント(株)との間には特別な関係はありません。 社外取締役中尾浩治氏は、(一社)ジャパンバイオデザイン協会の 理事であります。

当社は(一社)ジャパンバイオデザイン協会との間には特別な関係 はありません。

社外監査役黒岩法夫氏は2018年6月28日付で京王電鉄㈱の常勤監査役を退任いたしました。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏	名	主 な 活 動 状 況
社 外取締役	長久保	敏	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、疑問点 等を明らかにするため適宜発言を行っております。
社 外取締役	中尾	浩 治	2018年6月27日就任以降開催の取締役会14回のうち13回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜発言を行っております。
社 外 監査役	後藤	明史	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に、また当事業年 度開催の監査役会12回のうちすべてに出席し、主に弁護士と しての専門的見地からの発言を行っております。
社 外 監査役	黒岩	法夫	2018年6月27日就任以降開催の取締役会14回のうちすべてに、また2018年6月27日就任以降開催の監査役会7回のうちすべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		55	5百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額		55	5

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見 積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会 計監査人の報酬等につき、会社決第399条第1項の同意を行っております。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
 - (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または 不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- I. 内部統制システムの概要
 - 1 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役会の行った決定に関する文書 (職務執行に関する文書を含む)については、文書管理規定 (保存期間原則10年)に基づき、厳重に保存し、検索しやすい方法で管理している。
 - (2) 上記文書の閲覧・謄写・提出については、取締役および監査役の要請に対しては、速やかにこれに応じている。
 - 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 損失の危険の管理を専ら行う体制として、すでに、以下のとおりコ ンプライアンス管理規定を定め、コンプライアンス通報窓口を設ける とともに、JGMS(JEOL Group Management System)および MDQMS(Medical Devices Quality Management System)を運 用し、さらに安全衛生委員会、危機管理委員会、輸出管理委員会、情 報セキュリティ委員会およびBCP(事業継続計画)推進委員会を設 置している。
 - (1) コンプライアンス管理規定を定め、コンプライアンス態勢の確立、 適正な事業運営と健全な発展を図っている。
 - (2) コンプライアンス管理規定に基づいて、「日本電子企業倫理行動規範」を制定し、社外に公開するとともに、役員、従業員が法令等を遵守し社会倫理に従って行動するように努めている。
 - (3) コンプライアンス通報規定に基づいて、コンプライアンス通報窓口を設け、不正行為等の早期発見と是正に努めている。
 - (4) 製品の品質管理の維持向上のため、JGMSおよびMDQMSを 運用し、内部監査・外部監査に堪え得る管理体制を敷いている。
 - (5) 安全衛生委員会は、労働安全衛生法および安全衛生管理規定に基づいて、総括安全衛生管理者を長とし、そのもとに各部門安全衛生委員をおき、労働者の危険、健康障害の防止その他事業者のなすべき法定事項の実施に努めている。
 - (6) 危機管理委員会は、非常事態に対する予測を絶えず行い、これに備え、事態発生に対処することとしている。
 - (7) 輸出管理委員会は、安全保障輸出管理規則に基づいて、外国為替および外国貿易法等の法令の遵守に努めている。
 - (8) 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティポリシーに基づいて、ネットワークと情報・データの可用性・完全性・機密性の確保に努めている。

- (9) BCP (事業継続計画) 推進委員会は、予測可能な範囲で、大規模な事故や災害等に備えて、事業継続計画を定め、実効性のある取組みを推進している。
- 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の人数(定款上の定員の上限)の適正化など経営のスリム化を図り、さらに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入している。
- (2) 定例の取締役会は、従来どおり、毎月1回開催し、重要事項の決定と各担当取締役からの業務執行の状況の報告を行っている。これ以外にも、必要に応じ臨時に取締役会を招集している。また、取締役会全体の実効性について自己評価アンケート方式による分析・評価を行い、その結果の概要を開示することとしている。
- (3) より実効性のあるスピーディな意思決定と事業運営ができる体制とするため、適切なメンバーによる「経営会議」を設け、絞り込んだテーマにつき検討を行っている。
- 4 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合すること を確保するための体制
 - (1) 取締役および使用人に対し、法令・定款の遵守の徹底を機会ある ごとに、取締役会、諸会合その他で強調している。また、業務執行 中に生じた法令・定款上の疑義について集中的に相談・検討に応じ る体制をとっている。
 - (2) 会社の社会的責任を重視した社会貢献、コンプライアンス、リスクマネジメントについて、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「CSR委員会」を設置し、その推進、強化に努めており、内部統制、リスクマネジメントに係る委員会ならびに内部監査部門、JGMSおよびMDQMSからの報告を受け、CSR活動に対する諮問・提言を行うとともに取締役会に報告を行うこととしている。
 - (3)「業務監理室」にJGMSおよびMDQMSを除く内部監査機能を 集約している。
- 5 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する ための体制

(当社に親会社はない)

- (1) 当社および関係会社からなるグループの運営については、グループ全体の重要方針・基本戦略の共有・浸透の場として「JEOLグループ経営会議」を適時に開催している。
- (2) 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、それぞれの業務内容の当社への定期的な報告と重要案件についての当社との事前協議が行われている。このため国内グループ各社の総務・財務担当者との「関係会社アドミ会議」を定期的に開催し、グループの一体的運営の強化に努めている。また、海外の連結子会社間での情

報共有の強化のため、「海外現地法人アドミ会議」を定期的に開催 している。

- (3) 企業グループ各社による法令遵守の徹底を図り、経営効率化を進めるため、「国内関係会社に対する内部監査規定」に即して関係会社監査を実施している。さらに、海外については、年2回開催される東京ミーティングにおいて、ヒアリング等を通して意思疎通を図っている。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役の職務を補佐する部署として「業務監理室」を設置し、監査 役の職務を補助すべき常勤スタッフを置いている。
- 7 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 上記スタッフの就退任は、取締役と監査役の意見交換に基づいて行っており、職務の独立性については、周知徹底し、監査役の指示の実効性を確保している。
- 8 取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告 に関する体制
 - (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは監査役会に報告しなければならないこと(会社法第357条)、および使用人も同様に監査役会に報告しなければならないことを、周知徹底している。
 - (2) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、前号に準じて監査役会に報告しなければならないことを、第5項の「JEOLグループ経営会議」や「関係会社アドミ会議」を通じ、周知徹底している。
- 9 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役が前項の報告を受けた場合、報告をした者が当該報告をした ことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、周知徹底し ている。

10 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続 その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係 る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- 11 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役と定期的に意見の交換をする会合を開催している。

- (2) 監査役は、会計監査人と情報交換を行い、監査の実効性を高めている。
- Ⅱ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
 - 1 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体 に対して一切の関係を遮断し、不当、不法な要求に対しては毅然とし た姿勢で臨み、決してかかる要求に応じないこととしている。
 - 2 警察当局、関係団体などと連携し、反社会的勢力および団体に関す る情報の収集、管理を行っている。
- Ⅲ. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、当社および関係会社の財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「日本版SOX法監査委員会」を設置しており、金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制を構築・運用し、定期的に評価している。

- Ⅳ. 内部統制システムの運用状況の概要
 - 1 内部統制については、内部統制システムの整備および運用状況を監査役が監視・検証し必要に応じて助言等を行うとともに、取締役会がモニタリングを実施し、その内容を確認している。
 - 2 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合すること を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりである。
 - (1) CSR委員会は、内部統制、リスクマネジメントに係る委員会ならびに内部監査部門、JGMSおよびMDQMSからの報告を受け、CSR活動に対する諮問・提言を行うとともに取締役会に報告を行った。
 - (2) 「業務監理室」にJGMSおよびMDQMSを除く内部監査機能を集約し、内部統制システムの強化を図った。
 - 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況の概要は、以下のとおりである。
 - JGMSの運用に関し、JGMSマネジメントレビューを適宜実施した。
 - (2) MDQMSの運用に関し、MDQMSマネジメントレビューおよび薬機法安全管理委員会を適宜開催した。
 - (3) 労働安全衛生法に基づき、安全衛生委員会を適宜開催した。
 - (4) 危機管理委員会は、テロ、事故または自然災害等の非常事態が発生した際には、その都度、情報収集、安否確認および注意喚起を行った。
 - (5) 輸出管理委員会を適宜開催するとともに、輸出管理内部規程(CP)に基づく教育を実施した。
 - (6) 情報セキュリティ委員会を適宜開催するとともに、情報セキュリティに関する教育を実施した。
 - (7) コンプライアンス通報窓口が通報または相談を受けた場合には、 通報者に対する不利益な取扱いを禁止し、適正に処理する仕組みを 確保した。

(8) BCP (事業継続計画) 推進委員会を適宜開催し、事業継続計画 の更新を適宜行うとともに、訓練を実施した。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該買付者の事業内容、事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を慎重に判断する機会がなければ、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損する結果となる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する 当社株式の取得対価の妥当性について株主の皆様が短期間の内に適切に 判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分 な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

このような基本的な考え方に立ち、当社としましては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する一定のルール(以下「大規模買付ルール」または「本ルール」といいます。)に従って、大規模買付行為を行う買付者が買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が確保されていることが必要であると考えております。

また、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ 当社株主全体の利益を著しく損なうと判断されるときは、当社取締役会 が大規模買付ルールに従って適切と考える措置をとることも必要である と考えております。

(2) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の 実現に資する特別な取組み

当社は、「創造と開発」を基本とし、常に世界最高の技術に挑戦し、製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献することを経営理念としております。創立以来の歴史の中で蓄積してきた要素技術・ノウハウ・グローバルネットワークを活かし、世界最高クラスの装置を提供する「分析・計測の世界において欠かせない企業」、さらには独自のソリューションと付加価値を提供するOnly One Companyとなることを目指しております。

中期経営計画「Triangle Plan」(2016年度~2018年度)では、前々期の中期経営計画「CHALLENGE 5」(2010年度~2012年度)における「経営構造改革」の成果および前中期経営計画「Dynamic Vision」(2013年度~2015年度)における成長戦略を継承し、これまで推進し

てまいりましたYOKOGUSHI戦略を背景に、新たに"Speed"、 "Difference"、"Change"の3つを更なる成長へのキーワードとして掲 げ、成長戦略の深化・具現化により、適正な利益を継続的に創出するこ とができる高収益中堅企業への変革を大目標としています。

また、当社では、経営環境の変化に迅速に対応するため、経営のスリム化を図るべく、2006年6月の定時株主総会において、取締役の人数(定款上の定員の上限)を適正化するとともに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しています。さらに、法令遵守の徹底を図るため、業務監理室を設置するとともに、企業の社会的責任を重視して、社長を委員長とし、社外弁護士も参加するCSR委員会を設置し、コーポレートガバナンス体制の強化に取組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年6月28日開催の第69回定時株主総会において、当社 株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)(以下「本対応方 針」といいます。)の継続をご承認いただきました。

本対応方針は、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付者 の提案に対して適切に判断できるよう、当社が事前に設定する大規模買 付ルールに従って、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十 分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における 一定の評価期間の経過後に当該買付行為を開始するというものです。

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての評価意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様の判断に必要な情報を提供することとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮の上、判断していただくことになります。以下に述べる例外的な場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

例外的な場合として、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと 認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社 株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、外 部専門家等の助言を得ながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重した うえで、株主の皆様の利益を守るために、適切と考える方策を取ること があります。

一方、大規模買付者により、本ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最

大限尊重し、取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、取締役会がその時点で最適と判断したものを選択することとします。株主への割当てまたは無償割当てにより新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(4) 上記の取組みが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なう ものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと およびその理由

本対応方針は、大規模買付を行う場合の一定のルールを明確にするものであり、本対応方針導入の必要性、独立委員会の設置、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、株主・投資家の皆様に与える影響等を規定しています。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行う際には必要かつ 十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、取締役会による一定の評価 期間が経過した後にのみ買付行為を開始できることとしています。さら に、大規模買付者がこれを遵守しない場合、または、大規模買付行為が 当社株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、大規模買付者 に対して取締役会は株主共同の利益を守るために適切な対抗措置を講じ ることがあることを明記しています。

また、本対応方針そのものの導入・継続については、株主の皆様の承認を得ることとしております。本対応方針の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。

なお、本対応方針は取締役会が対抗措置を発動する場合について事前かつ明確に開示しており、取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に則って実施されます。

また、取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行う際や代替 案を提示し、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の意見も 参考にし、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会に諮問 し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

このような観点から、本対応方針が基本方針に沿うものであり、株主 共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とする ものでないと考えております。

(ご参考)本対応方針は当事業年度末時点のものを記載しております。 本対応方針の有効期限は、本総会の終結の時までとなっており、当社は2019年5月15日開催の取締役会において、本対応方針の有効期限をもって本対応方針を継続しないことを決議しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科目	金額	科目	(単位:自万円) 金 額
(資産の部)	亚 银	(負債の部)	亚 银
一流動資産	93,245	流動負債	60,078
		支払手形及び買掛金	14,359
現金及び預金	9,296	電子記録債務	9,582
受取手形及び売掛金	32,361	短期借入金	10,059
商品及び製品	11,055	1年内償還予定の社債	448
仕 掛 品	35,052	リース債務	146
原材料及び貯蔵品	2,467	未 払 金	2,266
未収還付法人税等	112	未払法人税等	1,182
未収消費税等	2,026	未払消費税等	443
そ の 他	1,389	前爱金	11,942
貸 倒 引 当 金	△517	賞 与 引 当 金 そ の 他	1,598 8,049
 固定資産	29,384	でくり できる 100 固定負債	20,994
有形固定資産	13,198	社	5,012
建物及び構築物	5,999	長期借入金	5,383
機械装置及び運搬具	1,060	リース債務	208
工具・器具及び備品	3,893	繰延税金負債	3
土 地		役員退職慰労引当金	38
	1,802	役員株式給付引当金	95
リース資産	301	退職給付に係る負債	9,590
建設仮勘定	141	資産除去債務	320
無形固定資産	2,248	その 他 負債合計	341 81,072
ソフトウエア	359	(純資産の部)	61,072
リース資産	28	株主資本	41,783
0 h h	1,756	資 本 金	10,037
そ の 他	103	資本剰余金	9,914
投資その他の資産	13,938	利 益 剰 余 金	22,899
投資有価証券	8,306	自 己 株 式	△1,068
繰 延 税 金 資 産	2,908	その他の包括利益累計額	△190
その他	2,731	その他有価証券評価差額金	2,743
貸倒引当金	△7	繰延ヘッジ損益	1
操 延 資 産	35	為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累計額	△1,574
社債発行費	35	返職紹刊に係る調登系計額 純 資 産 合 計	△1,361 41,593
資産合計	122,665		122,665
	122,000	天灰市天庄山山	122,003

連結損益計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

科	目	金	額
売 上	高		111,289
売 上 原	価		68,857
売 上 総 和	山 益		42,431
販売費及び一般管理	費		
販売費及び一	般管理費	28,576	
研 究 開	発 費	7,184	35,761
営 業 利	益		6,670
営 業 外 収	益		
受取	利 息	26	
その	他	1,307	1,334
営 業 外 費	用		
支払	利 息	156	
為 替	差損	213	
その	他	193	563
経常利	益		7,440
特別利	益		
固定資産	売 却 益	102	
	券売却益	35	137
│ 特 別 損 │	失		
固定資産	売 却 損	1	
固定資産	除却損	61	63
税 金 等 調 整 前 当 期			7,514
法人税、住民税		1,553	
法人税等	調整額	20	1,574
当 期 純	利 益		5,940
親会社株主に帰属する	当期純利益		5,940

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

					(1 122 - 11/31 1/
		株	主	資 本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日 残高	10,03	7 9,386	17,832	△538	36,717
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△873		△873
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,940		5,940
自己株式の取得				△950	△950
自己株式の処分		528		420	949
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)					_
連結会計年度中の変動額合計	-	- 528	5,066	△529	5,065
2019年3月31日 残高	10,03	7 9,914	22,899	△1,068	41,783

	そ	の他の	包括利	益累計	額	
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
2018年4月1日 残高	3,736	3	△1,382	△1,687	669	37,387
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当					_	△873
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					_	5,940
自己株式の取得					_	△950
自己株式の処分					_	949
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	△993	△2	△191	326	△860	△860
連結会計年度中の変動額合計	△993	△2	△191	326	△860	4,205
2019年3月31日 残高	2,743	1	△1,574	△1,361	△190	41,593

【連結注記表】

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数 17社

会社の名称

日本電子テクニクス(株)、日本電子テクノサービス(株)、日本電子山形(株)、

日本電子インスツルメンツ(株)、(株)IEOL RESONANCE、

JEOL USA,INC., JEOL (EUROPE) SAS, JEOL (U.K.) LTD., JEOL (EUROPE) B.V., JEOL (GERMANY) GmbH, JEOL ASIA PTE. LTD.,

JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD., JEOL(AUSTRALASIA) PTY.LTD., JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V., JEOL CANADA, INC., JEOL(Nordic) AB, JEOL(ITALIA) S.p.A.

(2) 主な非連結子会社の名称等

JEOL (MALAYSIA) SDN.BHD., JEOL Shanghai Semiconductors Ltd., JEOL DATUM Shanghai Co.,Ltd., JEOL BRASIL Instrumentos Cientificos Ltda., JEOL (BEIJING) CO.,LTD., JEOL (RUS) LLC., JEOL INDIA PVT.LTD., JEOL GULF FZCO, JEOL SEMICONDUCTORS KOREA Co., Ltd., IEOL ASIA (THAILAND) CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社10社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) および利益剰余金(持分に見合う額) 等は、いずれも連結計算 書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数および持分法適用会社の名称

持分法適用の非連結子会社数 10社

会社の名称

JEOL (MALAYSIA) SDN.BHD., JEOL Shanghai Semiconductors Ltd.,

JEOL DATUM Shanghai Co.,Ltd., JEOL BRASIL Instrumentos Científicos Ltda., JEOL(BEIJING)CO.,LTD., JEOL(RUS)LLC, JEOL INDIA PVT.LTD.,

JEOL GULF FZCO, JEOL SEMICONDUCTORS KOREA Co., Ltd.,

JEOL ASIA (THAILAND) CO., LTD.

なお、JEOL SEMICONDUCTORS KOREA Co., Ltd.および

JEOL ASIA (THAILAND) CO., LTD.は、当連結会計年度に新規設立したことにより、持分法適用の範囲に含めております。

また、Oxford Imaging Detectors Ltdは清算手続きが完了したことにより、当連結会計年度から持分法適用の範囲から除外しております。

持分法適用の関連会社数 4社

会社の名称

IEOL KOREA LTD.、ミクロ電子(株)、(株)CeSPIA、IonSense.Inc.

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V.(12月31日)を除き、連結決算日と同一であります。なお、JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V.については同社の決算日現在の財務諸表を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券:時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額

は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ: 時価法

③ たな制資産

商品及び製品:主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性 の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ただし、在外子会社は主として個別法に基づく低価法

仕掛品 : 主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低 下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品:主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性 の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

7~65年

工具・器具及び備品

2~15年

② 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウエアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく 定額法、これ以外の無形固定資産については定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によ っております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま す。

② 賞与引当金

従業員(年俸制対象者を除く)の賞与の支給に備えるため、当社および国内連結子会 社は支給見込額基準により計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給 額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に基づく当社の取締役(社外取締役、非業務執行取締役および国外居住者を除く。)および当社と委託契約を締結している執行役員(国外居住者を除く。)への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見 込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属さ せる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年~12年)にわたり均等償却しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額については、純資産の部 におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を 採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:為替予約取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象:製品輸出に係る外貨建予定取引、社債および長期借入金の利息の一部

③ ヘッジ方針

当社グループは、企業経営の基本理念である堅実経営に則り、外貨建取引のうち、当社グループに為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づき為替予約取引を行うものとしております。社債および借入金の金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。リスクヘッジの手段として為替予約取引および金利スワップ取引を行うものとしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定は省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その投資の効果の及ぶ期間 (10年間) の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

- (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(追加情報)

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、2018年6月27日開催の第71回定時株主総会において、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給(支給の時期は各役員の退任時)を決議いたしました。これに伴い、当社の役員退職慰労引当金全額を取り崩し、打ち切り支給に伴う未払額58百万円を固定負債のその他に含めて表示しております。なお、当社の一部の連結子会社については、役員退職慰労金制度が存続しております。

2. 業績連動型株式報酬制度

当社は、2018年6月27日開催の第71回定時株主総会において、当社取締役(社外取締役、非業務執行取締役および国外居住者を除く。以下本項において同じ。)および当社と委託契約を締結している執行役員(国外居住者を除く。以下、取締役と併せて「取締役等」という。)を対象に、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしました。本制度は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、当社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度であります。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託(以下「BIP信託」という。)と称される仕組みを採用いたしました。当社は、取締役等の退任後(取締役等が海外赴任により国外居住者となることが決定した場合は当該決定後、取締役等が死亡した場合は死亡後。)にBIP信託により取得した当社株式および当社株の換価処分金相当額の金銭を業績目標の達成度等に応じて、交付または給付します。

(2) 信託に残存する当社株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は949百万円および425,000株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 38,205百万円 減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。 2. 担保に供している資産および担保に係る債務 担保資産の内容およびその金額 有形固定資産 3,785百万円 投資有価証券 2,796百万円 計 6,581百万円 担保に係る債務の金額 短期借入金 4,370百万円 長期借入金 2,312百万円 6,682百万円 計

3. 保証債務4. 輸出手形割引高482百万円928百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
普通株式	97,715,600	_	48,857,800	48,857,800	(注)

(注) 2018年10月1日付で普通株式2株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。普通株式の発行済株式数の減少は、当該株式併合によるものであります。

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額
 - ① 2018年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額1株当たり配当額基準日効力発生日434百万円4円50銭2018年3月31日2018年6月28日

- ② 2018年11月9日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額438百万円1株当たり配当額4円50銭

基準日2018年9月30日効力発生日2018年12月7日

- (注) 2018年11月9日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれています。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 - 2019年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議する予定であります。
 - ・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額584百万円1株当たり配当額12円00銭基準日2019年3月31日

 基準日
 2019年3月31日

 効力発生日
 2019年6月27日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 2019年6月26日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BI P信託が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、主に銀行等金融機関からの借入および社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、営業・サービス部門において取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については月次ごとに時価の把握を行っております。

借入金および社債は、運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としており、このうち一部の長期借入金および社債に係る金利変動リスクに対して、金利スワップ取引を 実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引については、取締役会にて基本方針が決定され、財務本部において実需の範囲において取引の実行および管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日 (当期の連結決算日) における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

		連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差	額
(1)	現金及び預金	9,296	9,296		_
(2)	受取手形及び売掛金	32,361			
	貸倒引当金(*2)	△517			
		31,844	31,844		_
(3)	投資有価証券				
	その他有価証券	6,263	6,263		_
(4)	支払手形及び買掛金	(14,359)	(14,359)		_
(5)	電子記録債務	(9,582)	(9,582)		_
(6)	短期借入金	(5,788)	(5,788)		_
(7)	社債	(5,460)	(5,482)		21
(8)	長期借入金	(9,654)	(9,653)		(1)
(9)	デリバティブ取引(*3)				
	ヘッジ会計が適用されていないもの	_	_		_
	ヘッジ会計が適用されているもの	1	1		_

- (*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (*2) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
- (*3) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

- (注1) 金融商品の時価の算定方法およびデリバティブ取引に関する事項
- (1) 現金及び預金ならびに(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務ならびに(6) 短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価 額によっております。

(7) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間に応じて新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内償還予定の社債は、社債に含めて時価を表示しています。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(9)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。

- (9) デリバティブ取引
 - ① ヘッジ会計が適用されていないもの 該当するものはありません。
 - ② ヘッジ会計が適用されているもの ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連 結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおり であります。
 - (a) 涌貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額	契約額のうち 1 年超	時	価
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	1,988	_		1

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(b) 金利関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額	契約額のうち l 年超	時 価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	1,325	645	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非連結子会社株式および関連会社株式	1,981
非上場株式	59
出資証券	1

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 | には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

860円90銭

2. 1株当たり当期純利益

122円95銭

- (注) 1. 2018年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。 当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたとの仮定して、1株当たり純資産 額および1株当たり当期純利益を算出しております。
 - 2. 当社は当連結会計年度より役員向け業績連動型報酬制度を導入しております。役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、1株当たり情報の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当連結会計年度末において信託が保有する自己株式数は425,000株、期中平均株式数は249,178株(株式併合後の株式数)であります。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	立	(負債の部)	並領
一、魚をはいいのの	74,046	流動負債	46,129
現金及び預金	926	支 払 手 形	4,677
受取 手形	4,931	間 掛 金	11,167
売 掛 金	24,701	電子記録債務	8,412
商品及び製品	4,315	短期借入金	9,130
性 掛 品	31,856	1年内償還予定の社債	448
原材料及び貯蔵品	2,340	リース債務	146
前払費用	2,340	未 払 金	2,042
短期貸付金		未払法人税等	924
未収消費税等	1,321	前 受 金	5,872
木 収 仴 貝 枕 寺 そ の 他	1,903 1,959	預り金	819
'-	1,959 △226	賞与引当金	1,274
		その他	1,214
固 定 資 産 有形固定資産	28,955 10,026	固定負債	18,160
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4,696	社 債	5,012
1 '	4,696 70	長期借入金	5,383
構築物 機械及び装置	568	リース債務	208
車両運搬具	9	長期預り金	73
□ 単 両 連 旅 兵 工具・器具及び備品	3,322	退職給付引当金	6,992
土	926	役員株式給付引当金	95
		資 産 除 去 債 務	320
リース資産	301 130	そ の 他	74
建	421	負 債 合 計	64,289
無形回足貝性 ソフトウエア	330	(純資産の部)	
リース資産	28	株主資本	36,003
ソフトウエア仮勘定	43	資 本 金	10,037
そ の 他	19	資本剰余金	9,914
投資その他の資産		資本準備金	8,974
投員での他の負性 投資有価証券	18,507 6,324	その他資本剰余金	940
関係会社株式	8,256	利益剰余金	17,118
長期前払費用	6,256 5	その他利益剰余金	17,118
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		別途積立金	10,237
	1,697	繰越利益剰余金	6,881
長期保証金	512	自己株式	△1,068
日 貸 倒 引 当 金	1,718 △7	評価・換算差額等	2,744
貝 倒 5 日 金 繰 延 資 産	35	その他有価証券評価差額金繰延へッジ損益	2,743 1
株本 三、 19	35 35	繰延へッジ損益 純資産合計	38,747
資産合計	103,037	<u> </u>	103,037
	103,037	只供代史庄口司	105,057

損益計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

科	目	金	額
売 上	高		93,910
売 上 原	価		67,005
売 上 総 和	当 益		26,905
販売費及び一般管理	費		
販売費及び一	般 管 理 費	16,120	
研 究 開	発 費	5,879	22,000
営 業 利	益		4,905
営 業 外 収	益		
受 取 利 息 及	び割引料	29	
その	他	1,953	1,983
営業外費	用		
支 払	利 息	131	
為替	差損	209	
その	他	172	513
経 常 利	益		6,374
特別利	益		
固定資産	売 却 益	95	
	券 売 却 益	35	130
特別損	失		
固定資産	除却損	50	
減損	損 失	13	64
税引前当期純			6,440
	及び事業税	910	, , , , ,
法人税等	調整額	270	1,180
当期 純 和	当 益		5,260

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

			株	主		資	本		
		資 本	剰	余 金	禾	益剰余	金		
	資本金		この仏次	資本剰余金	その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資 本剰余金	合 計	別 途積立金	繰越利益剰 余金	合計		
2018年4月1日 残高	10,037	8,974	411	9,386	7,237	5,493	12,731	△538	31,616
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立				-	3,000	△3,000	-		-
剰余金の配当				-		△873	△873		△873
当期純利益				-		5,260	5,260		5,260
自己株式の取得				-			-	△950	△950
自己株式の処分			528	528			-	420	949
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)				_			_		_
事業年度中の変動額合計	-	-	528	528	3,000	1,387	4,387	△529	4,386
2019年3月31日 残高	10,037	8,974	940	9,914	10,237	6,881	17,118	△1,068	36,003

	評価	・換算差	額 等	
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
2018年4月1日 残高	3,736	3	3,739	35,356
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立			_	_
剰余金の配当			_	△873
当 期 純 利 益			_	5,260
自己株式の取得			_	△950
自己株式の処分			_	949
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	△993	△2	△995	△995
事業年度中の変動額合計	△993	△2	△995	3,391
2019年3月31日 残高	2,743	1	2,744	38,747

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 有価証券の評価基準および評価方法
- (1) 子会社株式および関連会社株式:移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券:時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全 部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均 法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ: 時価法

3. たな卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品 : 規格品は移動平均法による原価法、その他は個別法による原価法(貸

借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によ

仕掛品 :個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づ

く簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品:主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性 の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

工具・器具及び備品

7~65年

2~15年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウエアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定 額法、これ以外の無形固定資産については定額法

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月 31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によ っております。

(4) 長期前払費用

定額法

- 5. 繰延資産の処理方法
 - (1) 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

- 6. 重要な引当金の計上方法
- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員(年俸制対象者を除く)の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上 しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の 見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)にわたり均等償却しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に基づく当社の取締役(社外取締役、非業務執行取締役および国外居住者を除く。)および当社と委託契約を締結している執行役員(国外居住者を除く。)への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

7. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段: 為替予約取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象:製品輸出に係る外貨建予定取引、社債および長期借入金の利息の一部

(3) ヘッジ方針

当社は、企業経営の基本理念である堅実経営に則り、外貨建取引のうち、当社に為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づき為替予約取引を行うものとしております。社債および借入金の金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。リスクヘッジの手段として為替予約取引および金利スワップ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定は省略しております。

9 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および 地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

(追加情報)

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、2018年6月27日開催の第71回定時株主総会において、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給(支給の時期は各役員の退任時)を決議いたしました。これに伴い、当社の役員退職慰労引当金金額を取り崩し、打ち切り支給に伴う未払額58百万円を固定負債のその他に含めて表示しております。

2. 業績連動型株式報酬制度

当社は、2018年6月27日開催の第71回定時株主総会において、当社取締役(社外取締役、非業務執行取締役および国外居住者を除く。以下本項において同じ。) および当社と委託契約を締結している執行役員(国外居住者を除く。以下、取締役と併せて「取締役等」という。) を対象に、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。) を導入することを決議いたしました。本制度は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、当社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度であります。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」という。)と称される仕組みを採用いたしました。当社は、取締役等の退任後(取締役等が海外赴任により国外居住者となる事が決定した場合は当該決定後、取締役等が死亡した場合は死亡後。)にBIP信託により取得した当社株式および当社株の換価処分金相当額の金銭を業績目標の達成度等に応じて、交付または給付します。

(2) 信託に残存する当社株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は949百万円および425,000株であります。

(貸借対照表に関する注記)

()	(借対照表に関する注記)	
1.	有形固定資産の減価償却累計額	34,022百万円
	減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
2.	関係会社に対する金銭債権	
	短期金銭債権	7,323百万円
3.	関係会社に対する金銭債務	
	短期金銭債務	6,143百万円
4.	保証債務	4,264百万円
5.	輸出手形割引高	928百万円
6.	担保に供している資産および担保に係る債務	
	担保資産の内容およびその金額	
	建物	3,247百万円
	構築物	0百万円
	機械及び装置	2百万円
	土地	535百万円
	投資有価証券	2,796百万円
	=== 	6,581百万円
	担保に係る債務の金額	
	短期借入金	4,370百万円
	長期借入金	2,312百万円
	計	6,682百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額

売上高 仕入高 営業取引以外の取引による取引高 18,574百万円 17,043百万円 1,227百万円 5.879百万円

2. 当期に発生した研究開発費

3. 減損損失

当社は、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業内容をグルーピングの基礎とし、電子光学機器、分析機器、計測検査機器、半導体関連機器、産業機器、医用機器にグルーピングを行っております。

場所	用 途	種 類	金額(百万円)
東京都昭島市	分析機器生産設備	工具・器具及び備品	13

分析機器において、連続した営業キャッシュ・フローのマイナス等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額13百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却見込額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
普通株式	1,087,451	850,608	1,393,925	544,134	(注)

- (注)(1)当社は、2018年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
 - (2)普通株式の自己株式の株式数の増加850,608株は、株式併合前に行った単元未満株式の 買取りによる増加398株、役員報酬BIP信託による当社株式の取得による増加 850,000株、株式併合後に行った単元未満株式の買取りによる増加114株、株式併合に 伴う端数株式の買取りによる増加96株によるものです。
 - (3)普通株式の自己株式の株式数の減少1,393,925株は、株式併合前に行った役員報酬 B I P 信託への処分による減少850,000株、株式併合を実施したことによる減少543,925株によるものです。
 - (4)当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式 425,000株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

①繰延税金資産

貸倒引当金	69百万円
賞与引当金	390百万円
研究開発費	512百万円
たな卸資産評価損	322百万円
未払事業税	94百万円
減価償却超過額	279百万円
ソフトウエア償却費	856百万円
減損損失	10百万円
投資有価証券評価損	198百万円
関係会社株式評価損	120百万円
退職給付引当金	2,289百万円
役員退職慰労未払金	17百万円
その他	563百万円
操延税金資産小計	5,726百万円
評価性引当額	△2,874百万円
操延税金資産合計	2,852百万円

②繰延税金負債

繰延ヘッシ損益	△0自万円
その他有価証券評価差額金	△1,145百万円
資産除去債務	△8百万円
繰延税金負債合計	△1,154百万円
繰延税金資産の純額	1.697百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権 移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関連当事者との 関係	取引の内容 (注1)	取引金額(百万円)(注2)	科目	期末残高 (百万円)
	日本電子	東京都昭島市	95 百万円	理科学・ 計測機器	100%	当社製品 の開発・ 製造	製品等の 仕入	5,367	買掛金	2,692
	テクニクス㈱	昭島市	ΗЛП	可便饭的	100%	製造	運転資金 貸付	1,335	貸付金	1,321
子会社	(株)JEOL RESONANCE	東京都昭島市	95 百万円	理科学· 計測機器	100%	当社製品 の開発・ 製造	製品等の 仕入	7,798	置掛金	2,349
	J E O L A S I A	2Corporati	3,350	理科学・ 計測機器	100%	当社製品	製品等の	2,637	売掛金	204
A S I PTE.LT	PTE.LTD.	SINGAPORE	千SGD	計測機器	100%	の販売	売上	2,037	受取手形	1,166

- (注)取引条件および取引条件の決定方針等
 - 1. 上記取引については、市場価格等を勘案して決定しております。
 - 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

802円00銭

2. 1株当たり当期純利益

108円89銭

- (注) 1. 2018年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。 当事業年度の期首に当該株式併合が行われたとの仮定して、1株当たり純資産額お よび1株当たり当期純利益を算出しております。
 - 2. 当社は当事業年度より役員向け業績連動型報酬制度を導入しております。役員報酬 BIP信託が保有する当社株式を、1株当たり情報の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当事業年度末において信託が保有する自己株式は425,000株、期中平均株式数は249,178株(株式併合後の株式数)であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

日本電子株式会社取締役会御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大 中 康 宏 即

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 大村 広樹 即

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電子株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

日本電子株式会社取締役会御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大 中 康 宏 即

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大村 広樹 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電子株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統 制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第72期 事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書 に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしま す。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査 の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監 査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明 を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当 であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当 であると認めます。

2019年5月14日

日本電子株式会社 監査役会

崇 常勤監査役 若 狹 (印) 島 則 (印) 常勤監査役 福 藤 明 史 (ED) 社外監査役 後 岩 夫 (ED) 社外監査役 里 決

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、財務体質の改善と企業体質の強化に努め、長期的な視野に立って安定的な配当を継続して行うことを基本方針としています。当期の期末配当につきましては、業績および財務状況等を勘案した結果、1株につき12円とさせていただきたいと存じます。

- (注) 当社は2018年10月1日を効力発生日として、普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。2018年9月30日を基準日とした中間配当(1株につき4円50銭)を株式併合実施後に換算すると1株につき9円となりますので、当期の年間配当金は1株につき21円となります。前期の年間配当金を当該株式併合実施後に換算すると、1株につき16円となりますので、当期の1株当たり年間配当金は前期に比べ5円の増配となります。
 - 1. 期末配当に関する事項
 - (1) 配当財産の種類 金銭
 - (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金12円 配当総額 584.863.992円
 - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月27日
 - 2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1)減少する剰余金の項目とその額繰越利益剰余金 4,000,000,000円
 - (2)増加する剰余金の項目とその額別途積立金 4,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1)グループ全体の「経営」と「執行」の役割分担を明確にして経営効率を高めるため、経営戦略を決定する最高経営責任者(CEO)と実際の経営を執行する最高執行責任者(COO)を選定することができるものとし、併せて株主総会および取締役会の招集権者および議長を最高経営責任者(CEO)とするため、現行定款第14条(招集者および議長)、第21条(代表取締役および役付取締役)、第24条(取締役会の招集者および議長)について所要の変更を行うものであります。
 - (2)本総会終結の時をもって「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」(買収防衛策)を継続せず廃止することといたしましたので、現行定款第17条(買収防衛策の導入等)の規定を削除し、第18条以下を繰り上げるものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

変更の内谷は伏のとわりでありる	590
	(下線は変更部分を示します。)
現 行 定 款	変更案
(招集者および議長)	(招集者および議長)
第14条 株主総会は、法令に別段の定めがあ	第14条 株主総会は、法令に別段の定めがあ
る場合を除き、取締役会の決議によっ	る場合を除き、取締役会の決議によっ
て、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。	て、 <u>最高経営責任者(CEO)</u> が招集
<u>取締役社長</u> に事故があるときは、取	し、議長となる。
締役会があらかじめ定めた順序により	<u>最高経営責任者 (CEO)</u> に事故があ
他の取締役が招集し、議長となる。	るときは、取締役会があらかじめ定め
	た順序により他の取締役が招集し、議
	長となる。
(買収防衛策の導入等)	(削 除)
第17条 買収防衛策の導入、継続および廃止	
は、株主総会においても決定すること	
<u>ができる。</u>	

変 更 案

2. 前項に定める買収防衛策の導入、継 続および廃止とは、当会社の財務およ び事業の方針の決定を支配する者の在 り方に関する基本方針に照らして不適 切な者によって当会社の財務および事 業の方針の決定が支配されることを防 止するために、当会社の発行する株式 その他の権利の買付行為に関して、当 該買付行為を行う者が遵守すべき手続 およびこれに違反する者に対する対抗 措置等を当会社が定め、その適用を継 続し、廃止することをいう。

第18条

(条文省略)

第20条

(代表取締役および役付取締役)

表取締役を選定する。

- 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社 の業務を執行する。
- 3. 取締役会は、その決議によって、取 締役中より取締役社長1名、取締役会 長1名、取締役副会長若干名を選定す ることができる。

第22条

(条文省略)

第23条

(取締役会の招集者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがあ る場合を除き、取締役社長が招集し、 議長となる。取締役社長に事故がある ときは、取締役会があらかじめ定めた 順序により、他の取締役が招集し、議 長となる。

第25条

(条文省略) 5

第45条

第17条 (

(現行どおり)

第19条

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって、代 第20条 取締役会は、その決議によって、代 表取締役を選定する。
 - 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社 の業務を執行する。
 - 3. 取締役会は、その決議によって、取 締役中より取締役社長1名、取締役会 長1名、取締役副会長若干名を選定す ることができる。
 - 4. 取締役会は、その決議によって、最 高経営責任者(CEO)1名、最高執行 責任者(COO)1名を選定すること ができる。

第21条

5 (現行どおり)

第22条

(取締役会の招集者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがあ る場合を除き、最高経営責任者(CEO) が招集し、議長となる。最高経営責任 者(CEO)に事故があるときは、取締 役会があらかじめ定めた順序により、 他の取締役が招集し、議長となる。

第24条

(現行どおり) (

第44条

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役福山幸一、二村英之、中村温巳および大井 泉の4氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当	社における地位、担当 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る の 数 株 式 の 数
1	福 山 幸 一 (1959年7月31日生)	2009年6月2011年6月2016年6月	当社執行役員経営戦略室長兼 業務監理室長	11,700株
		な経歴および経 を果たしており	験と見識を備え、現在当社取締役 、当社グループの更なる発展を牽 いたしました。	
2	に から ひで ^{ゆき} 之 (1954年4月9日生)	2006年12月 2009年4月 2009年6月 2011年6月 2016年4月	(㈱東京三菱銀行(現㈱三菱UFJ 銀行)タイ総支配人兼バンコック支店長 (㈱三菱東京UFJ銀行(現㈱三菱 UFJ銀行)国際コンプライアンス部長 当社入社、当社財務本部理事 当社取締役兼常務執行役員財務担当 当社取締役兼常務執行役員財務・IT・輸出貿易管理担当 当社取締役兼常務執行役員財務・IT・輸出貿易管理担当 (現在)	9,000株
		な経歴および経 を果たしており	験と見識を備え、現在当社取締役 、当社グループの更なる発展を牽 いたしました。	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当	社における地位、担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の数 株式の数
		2001年1月2012年6月	カンパニー製造部ゼネラルマ ネジャー	
	なか むら あつ み 中 村 温 巳 (1958年3月19日生)	2014年 6 月	ネラルマネジャー 同社執行役員マイクロスコー プ・ソリューション事業部長 兼マーケティング部長	2,200株
3			同社執行役員マイクロスコー プ・ソリューション事業部長	
			当社取締役兼専務執行役員経 営企画担当(現在)	
		2017年 6 月 (重要な兼職の (株)ニコン顧問	(㈱ニコン顧問(現在) 状況)	
		理由] な経歴および経験 を果たしており	験と見識を備え、現在当社取締役 、当社グループの更なる発展を牽 いたしました。	
		1986年 4 月	— · · · · · ·	
	^{おお} い ^{いずみ} 大 井 泉		当社経営戦略室長 当社執行役員経営戦略室長 当社取締役兼執行役員経営戦 略室長	6,400株
4	(1964年1月9日生)	2016年 6 月	当社取締役兼常務執行役員経営戦略室長	3,100,11
		2019年 4 月	当社取締役兼常務執行役員経 営戦略副担当(現在)	
		な経歴および経 を果たしており	険と見識を備え、現在当社取締役 、当社グループの更なる発展を牽 いたしました。	

- (注) 1. 中村温巳氏は㈱ニコンの顧問であり、当社と同社の間では、資本業務提携契約を締結しております。また、当社は、当社の製品である卓上走査電子顕微鏡について、同社の販路を通じた販売を行うとともに、当社の電子顕微鏡と同社の光学顕微鏡とを連携させたCorrelative Microscopyソリューションの構築を推進しております。なお、同社は当社株式4,300,000株を保有しております。
 - 2. 他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役若狹 崇氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査 役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)	所 有 す るの
たが 若 狭 崇 (1956年8月29日生)	1980年4月 当社入社 2011年4月 当社環境・計測本部長 2012年4月 当社ツリューションビジネス本部 長 2013年4月 当社営業戦略本部長 2015年4月 当社業務監理室理事 2015年6月 当社常勤監査役(現在) (重要な兼職の状況) 日本電子テクニクス(検監査役 (株)JEOL RESONANCE監査役	2,700株

[監査役候補者とした理由]

若狭 崇氏は、豊富な経歴および経験と見識を備え、現在当社常勤監査役として適切な役割を果たしており、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、監査役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第71回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役中西和幸氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとなりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、 取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただき ます。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有するの 社の数
なか にし かず ゆき 中 西 和 幸 (1967年6月16日生)	1995年 4 月 弁護士登録、田辺総合法律事務所 入所(現在) 2007年 4 月 第一東京弁護士会総合法律研究所 会社法研究部会長 2010年 5 月 (㈱レナウン社外取締役 2012年 6 月 オーデリック(㈱社外監査役 2017年 6 月 (㈱V A Z 社外監査役 (現在) 2017年10月 金融庁企業会計審議会監査部会臨 時委員(現在) 2018年 3 月 (㈱グローバル・リンク・マネジメ ント社外取締役(監査等委員)(現 在) (重要な兼職の状況) 田辺総合法律事務所パートナー (㈱ V A Z 社外監査役 (㈱ グローバル・リンク・マネジメント社外取締役 (監査等委員)	0株

[補欠の社外監査役候補者とした理由]

中西和幸氏は、弁護士であって、経営者の職務遂行が適法なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、客観性、中立性を重視して、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、会社経営を監査する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 中西和幸氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。
 - 4. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社 外監査役に就任した場合は、当社は、同氏を独立役員として指定する予定でありま す。

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、1998年6月26日開催の第51回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額3,000万円以内、監査役の報酬額を月額600万円以内とご承認いただき、その後、2014年6月27日開催の第67回定時株主総会において、取締役の報酬額のうち、社外取締役分を月額200万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢や急速に変化する経営環境の変化への対応を背景に役割・責務が増大していること、競合他社の報酬水準が、グローバル化の進展や新たなインセンティブ報酬の導入等により高まる中で有能な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持する必要があることなど諸般の事情を勘案して、報酬額を月額から年額に改め、取締役の報酬額を年額6億円以内(うち社外取締役分は年額3,000万円以内)、監査役の報酬額を年額8,000万円以内にそれぞれ改定させていただきたいと存じます。

2018年6月27日開催の第71回定時株主総会において、前記の当社取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する業績連動型株式報酬等の額につきご承認をいただいておりますが、本議案に基づく改定後の当社取締役報酬額にも当該業績連動型株式報酬等の額は含まれないものといたしたいと存じます。

当社は、取締役の報酬の決定に関する手続きの透明性および客観性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会を2019年4月から設置しており、上記報酬額につきましては、報酬委員会での客観的な審議および答申を踏まえた額としております。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は 含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は9名(うち社外取締役2名)、監査役の員数は4名でありますが、第3号議案(取締役4名選任の件)および第4号議案(監査役1名選任の件)が原案どおり承認可決されますと、引き続き、取締役は9名(うち社外取締役2名)、監査役は4名となります。

以上



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 前記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください ますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、 同封の議決権行使書用紙を会場受 付へご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月26日 (水曜日) 午前10時



書面 (郵送) で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案 の賛否をご表示のうえ、ご返送くだ さい。

行使期限

2019年6月25日 (火曜日) 午後5時20分到着分まで



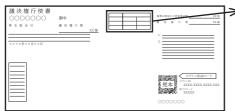
インターネットで議決権 を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2019年6月25日 (火曜日) 午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号、第4号、第5号および第6号議案

- 賛成の場合
- ≫「替 | の欄に○印
- 反対する場合
- ≫「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 ≫「替 の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否 | の欄に○印
- 一部の候補者に 反対する場合 一部の候補者の 参し、反対する候補者の 番号をご記入ください。

書面 (郵送) およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQR コードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- **2** 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは 1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを 用いずに議決権を行使する場合は、右の 「ログインID・仮パスワードを入力する 方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- **1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスして ください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の 操作方法などがご不明な場合は、 右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

×	モ

......

×	モ

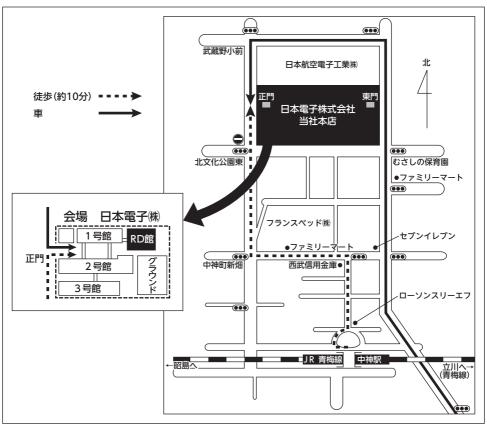
......

×	モ

......

株主総会会場ご案内図

日本電子株式会社 当社本店 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号 電 話 042-543-1111



<交通のご案内>

JR青梅線中神駅から徒歩約10分、立川駅(北口)からタクシーで約15分です。



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。